

衆議院外務委員会農林水産委員会経済産業委員会連合審査会ニュース

【第200回国会】令和元年11月7日（木）、第1回の連合審査会が開かれました。

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）
デジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）
・茂木外務大臣、江藤農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行いました。
（質疑者）玄葉光一郎君（立国社）、浅野哲君（立国社）、佐々木隆博君（立国社）、近藤和也君（立国社）、田村貴昭君（共産）、足立康史君（維新）、井上一徳君（希望）

（質疑者及び主な質疑事項）

玄葉光一郎君（立国社）

- （1） 台風被害の災害復旧事業について農業分野に対しても「改良復旧」という考え方を適用する必要性及び国庫補助率を引き上げて農家負担をなくす必要性
- （2） 牛肉のセーフガードがTPP11においては発動しにくい状況になっているという事実及び日米貿易協定の再協議において農産品の関税を対象としないことについての江藤農林水産大臣の認識

浅野哲君（立国社）

- （1） 今回の日米貿易交渉が茂木外務大臣の言う「日米双方にとってウイン・ウインの結論であった」とする根拠
- （2） 自動車・自動車部品に対する米国通商拡大法232条の発動
ア 発動がないことを確認したとする首脳間合意の物的証拠（議事録等）が提示されない理由
イ 5月17日大統領布告の期間（180日）経過後に232条が発動される可能性
- （3） 日米貿易協定
ア 日米貿易協定第5条第1項「市場アクセスを改善する」の解釈についての政府見解
イ 日米貿易協定附属書Ⅱにおける自動車・自動車部品の関税撤廃についての具体的内容
ウ 日米貿易協定に基づき次回交渉において自動車・自動車部品の関税撤廃を取り上げる旨の確認

佐々木隆博君（立国社）

日米貿易協定

- ア 日米貿易協定の発効を急ぐ理由
- イ 日米FTAではなく2つの協定にした理由
- ウ 本協定に貿易のための基本的なルールがないことの是非
- エ 本協定はWTOのルールを基準にするという解釈の妥当性
- オ 日米が世界に先行してデジタル貿易協定を締結することについての見解
- カ 日米デジタル貿易協定がデジタル貿易の世界的なルール作りに対して悪影響を与える懸念
- キ 西村経済再生担当大臣が北海道知事に対し「日米貿易交渉において乳製品は触っていない」と発言した内容の妥当性
- ク トウモロコシを米国から追加輸入する約束の経緯及び有無

近藤和也君（立国社）

日米貿易協定

- ア TPP11とは別枠での牛肉セーフガードの設定及び自動車関税撤廃の結論の先延ばしについての茂木外務大臣の認識
- イ 自動車の関税撤廃が決まっていないことの確認
- ウ 共同声明の「誠実に履行」の日米両国における具体的な意味
- エ 共同声明の「精神に反する行動」の日米両国における具体的な意味
- オ 牛肉セーフガード関係
 - a 合意内容に対する江藤農林水産大臣の評価
 - b 牛肉セーフガード発動後の対応
 - c 牛肉セーフガード発動水準等の規定に対する疑義
- カ 日米貿易協定を高く評価する政府の姿勢に対する疑義

田村貴昭君（共産）

日米貿易協定

- ア 正式な影響試算の発表及びT P P等関連政策大綱の改訂が行われる時期
- イ 国会審議が開始されているにも関わらず正式な影響試算が発表されていないことについての江藤農林水産大臣の認識
- ウ 牛肉セーフガード関係
 - a セーフガードの意義
 - b 牛肉セーフガードが発動した場合の協議規定についての茂木外務大臣の見解及び協議規定を設けた理由
 - c 米国が牛肉セーフガード発動後に協議規定を利用して牛肉輸出拡大を図る可能性
 - d 牛肉セーフガード発動後の協議を拒否することの可否
 - e 合意内容を国民に周知する必要性
- エ 自動車及び自動車部品の関税撤廃関係
 - a 自動車及び自動車部品の関税撤廃が決まっていないにも関わらず経済効果分析に算入されている理由
 - b 交渉合意後から協定案提出に至るまでの間に政府資料における自動車と自動車部品の関税撤廃に関する説明が変更された理由及びその意図
 - c 経済効果分析をやり直す必要性
- オ 農業者の意見を聞く必要性

足立康史君（維新）

- (1) TPPの交渉過程及び結果が日米貿易協定の農業分野の合意に寄与したことについて江藤農林水産大臣の認識
- (2) 米大統領選挙前の時期に限定的内容で合意したという結果に対する茂木外務大臣の評価

井上一徳君（希望）

- (1) 日米貿易協定
 - ア 自動車・自動車部品関税の撤廃を除いた場合の本協定発効による関税支払減少額試算の可否
 - イ 関税支払の対象となる自動車と自動車部品の輸出額
- (2) 今後の国内の農業の強化に向けた取組